

自衛消防体制及び事故報告体制の改善計画について

当社は、平成19年7月20日、経済産業大臣より、平成19年新潟県中越沖地震を踏まえた、自衛消防体制の強化、及び迅速かつ厳格な事故報告体制の構築等の指示^{*1}を受けておりましたが、自衛消防体制及び事故報告体制についての具体的な改善計画を策定し、本日、経済産業大臣に提出しましたのでお知らせいたします。

また、茨城県、東海村、福井県、敦賀市及び美浜町にも同様の報告書を提出いたしました。

今後、原子力安全・保安院及び地元自治体等のご指導を賜りながら、本日提出した計画に則って、適切な対策をとってまいります。

以 上

*1：指示の内容

○自衛消防体制の強化

- ・火災発生時に迅速に十分な人員を確保することができる体制を早急に整えること。
- ・原子力発電所における油火災等に備え、化学消防車の配置等の措置を講ずること。
- ・消防に対する専用通信回線を確保すること。
- ・消防機関での実地訓練を含め、消防との連携の下で、担当職員の訓練を強化すること。

○迅速かつ厳格な事故報告体制の構築

- ・地震等の災害発生時であっても、放射性物質の漏えいなどの事実関係を確認するために必要となる人員を確保することができる体制を早急に整えること。
- ・地震等の災害発生時であっても確実に機能する通信手段を、原子力発電所内及び原子力発電所と事業者の災害対策本部等との間に確保すること。
- ・万一、放射性物質の漏えいなどがあった場合には、その可能性に接した時点で、直ちに、国及び地方自治体への報告を行うこと。

添付資料：平成19年新潟県中越沖地震を踏まえた自衛消防体制の強化ならびに迅速かつ厳格な事故報告体制の構築に係る改善計画

平成19年新潟県中越沖地震を踏まえた
自衛消防体制の強化ならびに
迅速かつ厳格な事故報告体制の構築に係る改善計画

平成19年7月26日

日本原子力発電株式会社

1. 目的

平成19年7月20日付け、経済産業大臣からの指示文書「平成19年新潟県中越沖地震を踏まえた対応について（指示）」（平成19・07・20原第1号）に基づき、当社原子力発電所における自衛消防体制の強化および迅速かつ厳格な事故報告体制の構築に係る改善計画を策定する。

2. 検討課題

当社の原子力発電所における自衛消防体制の強化および迅速かつ厳格な事故報告体制の構築に係る検討課題は、以下のとおり。

2-1 自衛消防体制の強化

- (ア) 火災発生時に迅速に十分な人員を確保することができる体制を早急に整えること
- (イ) 原子力発電所における油火災等に備え、化学消防車の配置等の措置を講ずること
- (ウ) 消防に対する専用通信回線を確保すること
- (エ) 消防機関での実地訓練を含め、消防との連携の下で、担当職員の訓練を強化すること

2-2 迅速かつ厳格な事故報告体制の構築

- (ア) 地震等の災害発生時であっても、放射性物質の漏えいなどの事実関係を確認するために必要となる人員を確保することができる体制を早急に整えること
- (イ) 地震等の災害発生時であっても確実に機能する通信手段を、原子力発電所内及び原子力発電所と事業者の災害対策本部等との間に確保すること
- (ウ) 万一、放射性物質の漏えいなどがあった場合には、その可能性に接した時点で、直ちに、国及び地方自治体への報告を行うこと

3. 現状と課題

当社原子力発電所における自衛消防体制の強化および迅速かつ厳格な事故報告体制の構築に係る改善計画を策定するにあたり、現状と抽出された課題は次のとおり。

3-1 自衛消防体制の強化に係る現状と課題

- (ア) (現状) 火災発生時における初期消火体制として自衛消防隊を組織しており、平日昼間、夜間・休祭日とも必要な人員を確保できる体制を整備している。
- (課題) 夜間・休祭日に地震及び火災が発生した場合、交通途絶等を考慮すると初期消火活動等の人員確保等が不十分。従って初期消火活動等をより効果的・確実に実

施するため、夜間・休祭日の自衛消防隊員の確実な確保方策が必要。

(イ) (現状) 当社は化学消防車（水を積載し、ポンプ機能を有している）を東海・東海第二発電所、敦賀発電所ともに配備済である。

(課題) 化学消防車に積載している消火剤の備蓄等を検討するとともに、消防車（タンク付）の配備が必要。

(ウ) (現状) 消防機関への通報は一般公衆回線。

(課題) 地震等の災害発生時には一般公衆回線が断線による不通の可能性があることや、混雑により繋がりにくいことが想定されるため、消防機関との専用通信回線の設置について調整が必要。

(エ) (現状) 従来から、消火器・消火栓の取り扱い等、自衛消防隊員への消防訓練を実施している。

(課題) 当社単独の消火訓練は実施しているが、消防機関との連携のもと、当社設備等を利用した実態に則した訓練を実施するための調整が必要。

3-2 迅速かつ厳格な事故報告体制の構築に係る現状と課題

(ア) (現状) 従来から、平日昼間（通常時、定検時）においては、試料採取や放射能測定能力を有する人員が20名程度配置されている。また、夜間・休祭日においても必要な要員を呼集して体制を確保することとしている。

(課題) 地震等の災害時においては、人員の確保に時間を要する可能性があるため、試料採取や放射能測定能力を有する人員を常時確保できるよう体制整備が必要。

(イ) (現状) 従来から、災害時優先電話、衛星回線、専用回線など、確実な通報を行えるよう多重化した複数の通信手段を確保している。

(課題) 地震等の災害発生時であっても一層確実に機能する通信手段を確保するため、衛星電話機の充実等、更なる多重化の検討を行うことが必要。また、地震発生時でもPHS端末等が確保・使用できるよう対策が必要。

(ウ) (現状) 従来から、管理区域において放射性物質の漏えいがあった場合、放射線管理員が測定し、放射性物質が含まれると判断した際には、社内通報ルールや通報連絡三原則*に基づき、国・関係自治体へ通報連絡を実施している。

また、非管理区域において放射性物質が含まれる疑いがある場合も、放射線管理員が測定し、放射性物質が含まれると判断した際には、社内通報ルールや通報連絡三原則に基づき、国・関係自治体へ通報連絡を実施している。

(課題) 放射性物質の漏えいについては、放射能測定結果を待って対外通報を行っているため、報告に時間を要する可能性があり、通報連絡の迅速性の観点から対応について検討が必要。

*通報連絡三原則

「徴候を確認した時点で通報連絡」「要否の判断に迷ったときは必ず連絡」「情報収集に時間を要する場合、まず一報」

4. 改善計画

各課題と対応方針に基づき検討した結果、以下のとおり改善を進めることとする。

4-1 自衛消防体制の強化に向けた改善計画

(ア) 夜間・休祭日の火災発生時に、初期消火活動等をより効果的・確実に実施するため、自衛消防隊を増員して10名以上（うち常駐6名程度以上）確保する。

参集を確実にを行うため、当番体制等を整備し、常時発電所近傍に確保する。

<当該措置の実施予定時期> 平成20年3月末

<上記の措置完了までの暫定措置> 平成19年9月

夜間・休祭日の初期消火体制を整備するため、要員2名を増員する。

(イ) 化学消防車用の予備の消火剤を備蓄する。

消防車（タンク付）を配備する。

<当該措置の実施予定時期> 平成19年10月（消火剤備蓄）

平成20年3月末日途（消防車（タンク付）配備）

(ウ) 消防機関との専用通信回線を中央制御室等に設置する。

<当該措置の実施予定時期> 消防機関の了解を得られることを前提に年度内を目途に設置する。

(エ) 消防機関と連携し当社設備等を利用した実態に則した合同訓練を実施する。

<当該措置の実施予定時期> 消防機関との調整が取れ次第実施する。

4-2 迅速かつ厳格な事故報告体制の構築

(ア) 試料採取や放射能測定能力を有する人員の当番体制等を整備し、常時発電所近傍に1名確保する。災害時には、巡視中の運転員等が漏えいを発見した場合、上記放射能測定能力を有する人員が連絡を受け、試料採取や分析を行う。

<当該措置の実施予定時期> 平成19年9月

(イ) 衛星電話機の充実等、通信手段を確実に機能させる方策を実施する。また、地震発生時でもPHS端末等が確保・使用できるよう保管方法等の見直しを行う。

<当該措置の実施予定時期> 平成20年4月

(ウ) 非管理区域で、管理区域境界に隣接する場所等において放射性物質の漏えいの疑いがあるものを発見した場合は、放射能測定を行うことが適切と判断した時点で社内通報ルールや通報連絡三原則に基づき、国・関係自治体に連絡を行う。

<当該措置の実施予定時期> 平成19年8月

(添付資料)

「新潟県中越沖地震を踏まえた対応について」

新潟県中越沖地震を踏まえた対応について

添付資料

検討課題	現状と課題	改善計画
<p>1 自衛消防体制の強化</p> <p>(ア) 火災発生時に迅速に十分な人員を確保することができる体制を早急に整えること。</p> <p>(イ) 原子力発電所における油火災等に備え、化学消防車の配置等の措置を講ずること。</p> <p>(ウ) 消防に対する専用通信回線を確保すること。</p> <p>(エ) 消防機関での実地訓練を含め、消防との連携の下で、担当職員の訓練を強化すること。</p>	<p>(現状) 火災発生時における初期消火体制として自衛消防隊を組織しており、平日昼間、夜間・休祭日とも必要な人員を確保できる体制を整備している。</p> <p>(課題) 夜間・休祭日に地震及び火災が発生した場合、交通途絶等を考慮すると初期消火活動等の人員確保等が不十分。従って初期消火活動等をより効果的・確実に実施するため、夜間・休祭日の自衛消防隊員の確実な確保方策が必要。</p> <p>(現状) 当社は化学消防車(水を積載し、ポンプ機能を有している)を東海・東海第二発電所、敦賀発電所ともに配備済である。</p> <p>(課題) 化学消防車に積載している消火剤の備蓄等を検討するとともに、消防車(タンク付)の配備が必要。</p> <p>(現状) 消防機関への通報は一般公衆回線。</p> <p>(課題) 地震等の災害発生時には一般公衆回線が断線による不通の可能性があることや、混雑により繋がりにくいことが想定されるため、消防機関との専用通信回線設置について調整が必要。</p> <p>(現状) 従来から、消火器・消火栓の取り扱い等、自衛消防隊員への消防訓練を実施している。</p> <p>(課題) 当社単独の消火訓練は実施しているが、消防機関との連携のもと、当社設備等を利用した実態に則した訓練を実施するための調整が必要。</p>	<p>夜間・休祭日の火災発生時に、初期消火活動等をより効果的・確実に実施するため、自衛消防隊を増員して10名以上(うち常駐6名程度以上)確保する。 参集を確実にするため、当番体制等を整備し、常時発電所近傍に確保する。</p> <p><当該措置の実施予定時期> 平成20年3月末</p> <p><上記の措置完了までの暫定措置> 夜間・休祭日の初期消火体制を整備するため、要員2名を増員する。 平成19年9月</p> <p>化学消防車用の予備の消火剤を備蓄する。 消防車(タンク付)を配備する。</p> <p><当該措置の実施予定時期> 平成19年10月(消火剤備蓄) 平成20年3月末日途(消防車(タンク付)配備)</p> <p>消防機関との専用通信回線を中央制御室等に設置する。</p> <p><当該措置の実施予定時期> 消防機関の了解を得られることを前提に年度内を目途に設置する。</p> <p>消防機関と連携し当社設備等を利用した実態に則した合同訓練を実施する。</p> <p><当該措置の実施予定時期> 消防機関との調整が取れ次第実施する。</p>
<p>2 迅速かつ厳格な事故報告体制の構築</p> <p>(ア) 地震等の災害発生時であっても、放射性物質の漏えいなどの事実関係を確認するために必要となる人員を確保することができる体制を早急に整えること。</p> <p>(イ) 地震等の災害発生時であっても確実に機能する通信手段を、原子力発電所内及び原子力発電所と事業者の災害対策本部等との間に確保すること。</p> <p>(ウ) 万一、放射性物質の漏えいなどがあった場合には、その可能性に接した時点で、直ちに、国及び地方自治体への報告を行うこと。</p>	<p>(現状) 従来から、平日昼間(通常時、定検時)においては、試料採取や放射能測定能力を有する人員が20名程度配置されている。また、夜間・休祭日においても必要な要員を呼集して体制を確保することとしている。</p> <p>(課題) 地震等の災害時においては、人員の確保に時間を要する可能性があるため、試料採取や放射能測定能力を有する人員を常時確保できるよう体制整備が必要。</p> <p>(現状) 従来から、災害時優先電話、衛星回線、専用回線など、確実な通報を行えるよう多重化した複数の通信手段を確保している。</p> <p>(課題) 地震等の災害発生時であっても一層確実に機能する通信手段を確保するため、衛星電話機の充実等、更なる多重化の検討を行うことが必要。また、地震発生時でもPHS端末等が確保・使用できるよう対策が必要。</p> <p>(現状) 従来から、管理区域において放射性物質の漏えいがあった場合、放射線管理員が測定し、放射性物質が含まれると判断した際には、社内通報ルールや通報連絡三原則*に基づき、国・関係自治体へ通報連絡を実施している。また、非管理区域において放射性物質が含まれる疑いがある場合も、放射線管理員が測定し、放射性物質が含まれると判断した際には、社内通報ルールや通報連絡三原則に基づき、国・関係自治体へ通報連絡を実施している。</p> <p>(課題) 放射性物質の漏えいについては、放射能測定結果を待つて対外通報を行っているため、報告に時間を要する可能性があり、通報連絡の迅速性の観点から対応について検討が必要。</p> <p>* 通報連絡三原則 「徴候を確認した時点で通報連絡」「要否の判断に迷ったときは必ず連絡」「情報収集に時間を要する場合、まず一報」</p>	<p>試料採取や放射能測定能力を有する人員の当番体制等を整備し、常時発電所近傍に1名確保する。災害時には、巡視中の運転員等が漏えいを発見した場合、上記放射能測定能力を有する人員が連絡を受け、試料採取や分析を行う。</p> <p><当該措置の実施予定時期> 平成19年9月</p> <p>衛星電話機の充実等、通信手段を確実に機能させる方策を実施する。また、地震発生時でもPHS端末等が確保・使用できるよう保管方法等の見直しを行う。</p> <p><当該措置の実施予定時期> 平成20年4月</p> <p>非管理区域で、管理区域境界に隣接する場所等において放射性物質の漏えいの疑いがあるものを発見した場合は、放射能測定を行うことが適切と判断した時点で、社内通報ルールや通報連絡三原則に基づき、国・関係自治体に連絡を行う。</p> <p><当該措置の実施予定時期> 平成19年8月</p>